

新旧对照表

現 行

(仮設興行場等に対する適用の除外)

第27条の5 法第85条第5項又は第6項の規定により許可をする仮設興行場等については、第3条から第5条まで、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第27条の10 法第87条の3第5項の規定により許可をする興行場等又は同条第6項の規定により許可をする特別興行場等については、第2条、第3条から第5条まで、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

改 正 案

(仮設興行場等に対する適用の除外)

第27条の5 法第85条第6項又は第7項の規定により許可をする仮設興行場等については、第3条から第5条まで、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合は適用の除外)

第27条の10 法第87条の3第6項の規定により許可をする興行場等又は同条第7項の規定により許可をする特別興行場等については、第2条、第3条から第5条まで、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

新旧対照表

現 行

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20 (略)

21 建築基準法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 68,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 93,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 221,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 338,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 609,000円
(略)	(略)	(略)	
(36) 仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		160,000円
(略)	(略)	(略)	
(41)の4 建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可申請手数料	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な特別興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査		160,000円
(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

22～70 (略)

改 正 案

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20 (略)

21 建築基準法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 68,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 93,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 221,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 338,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 609,000円
(略)	(略)	(略)	
(36) 仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		160,000円
(略)	(略)	(略)	
(41)の4 建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可申請手数料	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の一時的な特別興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査		160,000円
(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

22～70 (略)